

医師面接で困っていませんか

【改正安衛法第13条第4項、第13条の2第2項、改正安衛則第14条の2第1項、第2項、第15条の2第3項】

2019年4月より事業者は、時間外・休日労働時間（1週間あたり40時間を超えて労働させた時間のこと）が1カ月あたり80時間を超えた労働者の氏名・当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を速やかに産業医（産業医選任義務のない事業者は医師）に情報を提供しなければならない。

また、当該労働者から面接の希望があれば医師面接を実施しなければならない

【法第66条の10】

ストレスチェックの結果、高ストレス者とされた者が希望した場合、医師面接を実施しなければならない

※長時間労働者の医師面談を実施しない場合、法第百二十条により、五十万円以下の罰金に処されます。



健康診断事後措置できていますか

※「健康診断で異常の所見があった労働者は健康診断を行った日から3ヶ月以内に、健康診断結果について医師（産業医）等から意見聴取を受けなければなりません。」医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）

サナシオクリニックでは 健康管理を支援いたします！

1 スポットで過重労働面談を実施いたします。

年に1回か2回程度の医師面談がある企業様におすすめです！

2 健康管理支援顧問契約により過重労働面談に加え健康診断の事後措置や復職面談、高ストレス者面談など、労働衛生に関する支援を産業医として豊富な経験のある医師が対応いたします。

50名未満の事業所を対象に低価格で健康管理支援を行います。
健康診断の事後措置や復職面談などが必要な企業様におすすめです。



■ スポットサービス

項目	料金 (税抜)	サービス内容・備考
スポット過重労働面談 (クリニック施設内)	12,000 円 ※15 分以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 過重労働面談書類作成含む (指定用紙がある場合は事前提出要) ● 直近 6 ヶ月の残業時間、及び健康診断結果の事前提出要

■ 健康管理支援顧問契約

項目	料金	サービス内容・備考
基本料金	10,000 円/月額 * 1 事業所あたり	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定健康診断結果の確認、及び法定健康診断結果による就業判定 (健診結果は郵送により確認) ● 健康管理・衛生委員会運営など産業衛生に関するアドバイス ● 健康診断、ワクチン接種などの自費診療に関して割引 ● 職場訪問等については都度相談 (1 時間 40,000 円~)
ク リ ニ ッ ク 施 設 内	① 就業に関する 医師面談 * 担当者事前打ち合わせ 含めて 1 時間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 復職・就業制限に関する意見書作成代含む ● 復職面談の際に下記 a~d までの資料の事前提出必須。 a) 休職から復職まで経緯レポート、 b) 主治医の復職可能の診断書コピー、 c) 本人による『職場復帰願い』コピー、 d) 『職場復帰支援に関する情報提供書』コピーの事前提出 ● 復職面談の際、事前に担当者と受入れ状況等の確認を行います。面談の際には担当者の同席願います。
	② 高ストレス者面談 * 30 分以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 書類作成代含む (当クリニック様式) ● ストレスチェック結果の提出要 (当日本人持参可)
	③ 健康診断後面談 ^{※1} * 10 分以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 紹介状作成含む ● 健康診断結果の提出要 (当日本人持参可) ● WEB 面談対応可能
	④ 過重労働面談 * 15 分以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 過重労働面談書類作成含む ● 直近 6 ヶ月間の残業時間、及び健康診断結果の提出要 (当日本人持参可) ● WEB 面談対応可能

※1 当院での健康診断実施された場合、又は看護職による健康相談は無料です。

健康管理にお困りの方はサナシオクリニックまでご連絡ください

電話 078-392-1120 ホームページ <http://www.sanatio.co.jp/sanaclinik>

サナシオクリニック 〒650-0021 兵庫県神戸市中央区三宮町 1-4-4 木口ビル 3 階

サナシオクリニックでは健康支援サービス以外にも下記サービスを提供しています



予防接種



健康診断



自費診療